

(写)

龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第 3 8 号

龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市保育士等修学資金貸付条例（平成 2 8 年龍ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育士等 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 1 8 条の 4 に規定する保育士並びに教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 2 条第 1 項に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。 (2) 省 略 (3) 省 略	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 保育士等 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 1 8 条の 4 に規定する保育士並びに教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）第 2 条第 1 項に規定する幼稚園又は幼保連携型認定こども園の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。 (2) 省 略 (3) 省 略

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。